

不妊専門相談のご案内

不妊専門相談では、不妊や不育症に悩む夫婦などに対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や心の悩みなどについて専門医が相談に応じ、治療に関する情報提供などを行います。

利用できる人	不妊や不育症で悩む夫婦などで、八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）に住所を有する人
内 容	不妊・不育に関する相談、検査・治療に関する情報提供など
日 時	水曜日（16時～17時） 6/10・7/15・9/9・10/21・12/16・1/20・3/17 土曜日（14時～15時） 8/8・11/14・2/6
相談方法	面接相談（要予約）1回2組 ※1組30分、相談料は無料 ※メール相談を希望する人は、青森県不妊専門相談センターのホームページをご利用ください。
相談対応者	産婦人科医・保健師・助産師
場 所	八戸市保健所 相談室など（八戸市庁）
申込方法	相談日の1週間前までに、電話でお申込みください（要予約）。 ○申込者には、事前に問診票を送付します。 ※電話での予約後、送付先を確認しますので、「希望申込書」を八戸市担当者あてに送付ください。申込書はホームページからダウンロードできます。案内チラシは、三戸町役場健康推進課窓口にございます。
問合せ・予約	八戸市保健所 健康づくり推進課 不妊専門相談担当 ☎ 0178-43-2298 予約受付時間：平日9時～16時

相談者の秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください



産科医療補償制度 補償対象者基準の確認のお願い

- 本制度の補償対象基準などは、2015年に見直しが行われ、要件が広がっています。
- 新基準が適用される2015年以降に生まれた児が2020年より順次補償申請期限を迎えていますので、補償申請漏れのないよう改めて新基準をご確認ください。

補償申請期限

児の出生年	2015年	2016年	2017年	2018年
補償申請期限	2020年の満5歳の誕生日まで	2021年の満5歳の誕生日まで	2022年の満5歳の誕生日まで	2023年の満5歳の誕生日まで

補償対象の新基準

補償対象基準	次の①または②のいずれかの基準を満たして出生したこと ①出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上 ②在胎週数28週以上で次の(1)、(2)のいずれかに該当すること (1)低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見がみられる場合（pH値が7.1未満） (2)低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破損、子癇、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群などによって起こり、引き続き、次の①から⑧までのいずれかの所見が認められる場合 ①突発性で持続する徐脈 ②子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈 ③子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈 ④心拍数基線細変動の消失 ⑤心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈 ⑥サイナソイダルパターン ⑦アプガースコア1分値が3点以下 ⑧生後1時間以内の児の血液ガス分析値（pH値が7.0未満）
除外基準	先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること
重症度の基準	身体障がい者手帳1・2級相当の脳性麻痺であること

問合せ先 産科医療保障制度専用コールセンター ☎ 0120-330-637 平日9時～17時